

政策保有株式に係る議決権行使に関する基準

当社の政策保有株式に係る議決権行使に関しては、当該企業の中長期的な企業価値向上に資するかどうか、当社の中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうか、との総合的な観点から、以下の議決権行使基準に従い賛否を決定し、行使いたします。

個別議案別議決権行使基準

1. 剰余金処分・株主還元に関する議案

株主に対する利益還元と当該企業の成長性や財務状況とのバランスが適切に保たれた利益配分であるかを検討し、賛否を決定いたします。

2. 取締役・監査役選任議案

a. 取締役候補者については、期待される役割を全うしうる資質の有無、取締役会の規模や構成のバランス、在任期間中における当該企業の業績、不祥事への関与の有無等を勘案し、賛否を決定いたします。

b. 監査役候補者については、期待される役割を全うしうる資質の有無、監査役会の規模や構成のバランス、不祥事に対する関与の有無等を勘案し、賛否を決定いたします。

c. 社外取締役・社外監査役候補者については、その監督機能を果たすために十分な独立性の確保と期待される役割を果たしうる諸条件を満たしているかを勘案し、賛否を決定いたします。

3. 役員報酬等に関する議案

役員報酬・賞与、退任役員に対する退職慰労金、ストックオプション等については、当該企業の業績や株主に対する利益配分との整合性、インセンティブとしての水準・内容の適切性を検討し、賛否を決定いたします。

4. その他議案

次の議案等については、当該議案が株主価値の保全・向上に資するものであるか、既存株主の権利を不当に制限するものでないかを検討し、賛否を決定いたします。

a. 定款変更に関する議案

b. 組織再編に関する議案

c. 買収防衛策に関する議案

d. 株主提案に関する議案

平成30年12月20日 制定